

# 筑西広域市町村圏事務組合消防本部開発行為に関わる消防同意指導要綱

令和2年8月27日

消防本部訓令第9号

改正 令和3年9月14日訓令第16号

## (目的)

第1条 この要綱は、筑西広域市町村圏事務組合消防本部水利要綱（平成11年4月1日消防本部訓令第22号。以下「水利要綱」という。）第5条の規定により、筑西広域市町村圏事務組合消防本部の管轄する区域内において、都市計画法第32条に伴う開発行為を行う者（以下「開発行為者」という。）が開発行為に関する消防水利施設の設置に係る計画書（以下「消防水利設置計画書」という。）を提出した場合、消防法第20条第1項に基づき事務を厳正適確、かつ迅速に処理するため必要な事項を定めることを目的とする。

## (用語の意義)

第2条 この要綱による用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 消防水利施設 防火水槽及び消火栓並びに付設する施設等を総称して消防水利施設という。
- (2) 開発行為 都市計画法第4条第12項に規定する行為をいう。
- (3) 開発行為者 開発行為を行う者をいう。
- (4) 開発区域 開発行為を行う土地の区域をいう。
- (5) 現場打ち防火水槽 現場で加工される鉄筋コンクリート製の防火水槽をいう。
- (6) 二次製品防火水槽 工場において生産された部材を使用して建設されるもので、一般財団法人日本消防設備安全センターの二次製品防火水槽認定規程（平成13年消安セ規程第8号）により型式認定された防火水槽をいう。
- (7) 許可を要しない開発区域 都市計画法第29条ただし書きに規定する区域及び政令等で規定する区域をいう。

## (消防水利施設の設置基準)

第3条 開発行為者は、開発区域の面積が1,000平方メートル以上の場合、次の各号により消防水利施設を設置するものとする。ただし、許可を要しない開発区域、又は既設の消防水利施設（第3条第1号及び第5号に規定する防火水槽又は消火栓）により次の第10号で定める数値内で包含できる場合で、消防長が認めたときはこの限りではない。

- (1) 消防水利の基準（昭和39年消防庁告示第7号）第3条第1項に規定する常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有する防火水槽又は消火栓とする。
- (2) 開発区域の面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の場合、消火栓又は防火水槽を設置すること。

- (3) 開発区域の面積が3,000平方メートル以上の場合は、防火水槽を設置すること。
- (4) 消防車両が容易に接近し取水できる場所に設置すること。また、フェンス等を設ける場合は、消防活動に支障がないよう措置を講じること。
- (5) 消火栓の規格は次によるものとする。
- ア 地下式消火栓とし道路に設置するものとする。歩道がある場合は、可能な限り歩道上に設置することとする。
- イ 消火栓は、呼称65の口径を有するもので、直径150ミリメートル以上の配管に取り付けられていなければならない。ただし、直径150ミリメートル以上の配管から分岐した管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合、及び直径150ミリメートル以上の配管から分岐された枝状配管については、図1の1及び図1の2により75ミリメートル以上とすることができる。
- ウ 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき、上項第1号に定める給水能力を有するものでなければならない。
- エ 消火栓、消火栓室及び消火栓蓋については、関係市水道部指定品を使用するものとする。
- (6) 防火水槽の設置による区分は次によるものとする。
- ア 地下式型
- (ア) I型は、自動車が進入するおそれのない公園、宅地等に設置するものとする。
- (イ) II型は、上記以外の場所に設けるもので総重量200kNの自動車荷重が載荷されるものとする。
- (ウ) III型は、同上の総重量250kNの自動車荷重が載荷されるものとする。
- イ 半地下式型
- 耐震性貯水槽の一部が地表に露出し、自動車荷重が載荷されないものとする。
- (7) 防火水槽の規格は次によるものとする。
- ア 地下式又は半地下式（地表面上の高さは50センチメートル以下であること。）のものであり、かつ漏水のおそれのない構造であること。
- イ 一層式であること。
- ウ 底設ピット（消防用水の有効利用を図るため、水槽の底部の一部に設けられる取水部分をいう。）を有していること。
- エ 水槽底の深さは、地盤面から4.5メートル以下であること。
- オ 底設ピットは吸管投入孔の直下に設け、一辺の長さ又は直径が60センチメートル以上で、かつ、深さが50センチメートル以上であること。
- カ 吸管投入孔の開口部には、吸管投入孔蓋及び吸管投入孔蓋を受ける口環を設け、これらの材質は、必要な強度及び耐食性を有するものであること。
- キ 蓋は丸型とし、直径が60センチメートル以上であること。
- ク 容量の算定は、底設ピット及び連結立管を含む吸管投入孔の容量を除き本体の容量を算定するものであること。
- ケ コンクリートは、材料の均質性、水密性、耐久性を考慮して設計基準強度（4週圧

縮強度)は、現場打ち防火水槽にあつては24N/ミリ平方メートル以上、二次製品防火水槽にあつては30N/ミリ平方メートル以上のものであること。

コ 鉄筋は、直径13ミリメートル以上の異形鉄筋とし、I型にあつては1,600キログラム以上、II型にあつては2,000キログラム以上使用するものであること。

サ 鋼材(鋼板)は、コンクリート被履又は防錆処理が施されたものであること。

シ FRPは、強化プラスチック用液状不飽和ポリエステル樹脂及びガラス繊維強化材を使用したものであること。

ス 頂版、側版、底版及び底設ピットの躯体の厚さは、現場打ち防火水槽のI型にあつては20センチメートル以上、II型にあつては25センチメートル以上、二次製品防火水槽のRC部材にあつては20センチメートル以上、PC部材にあつては15センチメートル以上、鋼製部材にあつては3.2ミリメートル以上、FRP部材にあつては4.5ミリメートル以上であること。

セ 栗石等により必要な基礎固めがしてあること。

ソ 二次製品防火水槽は、認定を受けたものであること。

タ その他、現場打ち防火水槽及び二次製品防火水槽における主要使用材料及び許容応力度、荷重、構造計算、断面算定ほか構造に関することについては、平成13年3月に総務省消防庁が作成した「耐震性貯水槽の技術指針」及び同年3月の防火水槽の標準的仕様等に関する検討委員会による「防火水槽の標準的仕様等に関する検討委員会報告書」によるものとする。

(8) 市街地又は準市街地の区分は、別に定める広域図による。

(9) 管理統制課長は、地域の情勢を絶えず相応に研究し、市街地又は準市街地の広域図を定期的に作成し、開発区域を管轄する消防署長(以下「消防署長」という。)に報告しなければならない。

(10) 消防水利施設の配置は、下表に掲げる数値を半径として開発区域全てを包含するよう設置するものとする。

都市計画法に規定する用途地域の区分 (都市計画法第8条第1項)		消防水利施設からの半径(メートル)
市街地 又は 準市街地	近隣商業地域 商業地域 工業地域 工業専用地域	100
	その他の用途地域及び用途地域の定められていない地域	120
市街地又は準市街地以外の地域		140

(11) 鉄道、片側2車線以上の主要道路、河川、崖等により、開発区域と消防水利施設が分断されている場合は、上記半径にて包含されている場合でも当該消防水利は不適合とする。

(12) 筑西広域圏外の消防水利施設は、管理状況が不明であり認知していないことから全て無効とする。

(13) 既設の消防水利施設には、開発区域の着工中に構成市が水利事業の整備計画により消防水利施設を設置するもの、及び構成市の水利事業として消防水利施設を設置することを構成市が認め、着工前に開発行為者により設置が完了する消防水利施設で指定消防水利として承諾されたものを含む。ただし、構成市で設置することを証明する書類、または都市計画法第32条に基づく公的機関の同意書類の提出をもって既設と認めるものとする。

(事前協議)

第4条 開発行為者から事前に協議を求められた場合は、当該開発区域の消防水利施設について消防水利の基準に適合させるため、消防署長と次の事項について協議するものとする。

- (1) 消防水利施設の要否
- (2) 消防水利施設の種別及び数量
- (3) 消防水利施設の設置場所

2 事前協議した結果は、開発行為に係る事前協議結果報告書(様式第1号)及び開発行為に係る事前協議記録簿(様式第1号イ)により開発区域を管轄する消防署にて事務処理を行い保管するものとする。

3 消防長は、前項の協議結果について、必要に応じ提出を求めることができる。

(設置計画書の提出)

第5条 開発行為者は、第3条により消防水利施設の設置について同意が必要な場合は、都市計画法第32条に基づき消防水利設置計画書(様式第2号)に、次に掲げる図書を添えて消防署長に3部提出するものとする。

- (1) 開発区域の位置を示す図書
- (2) 現況を示す図書
- (3) 公図写し
- (4) 土地利用計画を示す図書
- (5) 消防水利施設の位置図(第3条第8号の当該半径包含内を示す距離を明記)
- (6) 配管系統を示す図書(消火栓の場合)
- (7) 開発市給水承諾書写し(消火栓の場合)
- (8) その他消防長が必要と認める図書

2 防火水槽については、前記の他、次の図書を添付させるものとする。ただし、二次製品防火水槽を設置する場合、認定証の写しの他は製品の仕様図書を添付することにより、図書の一部又は全部を省略することができるものとする。

- (1) 平面図
- (2) 断面図及び側面図
- (3) 配筋図
- (4) 鉄筋重量計算表
- (5) コンクリート配合図

(6) 容量計算図

(7) 一般財団法人日本消防設備安全センター認定証の写し（二次製品防火水槽の場合）

3 既設の消防水利施設のうち、私設の防火水槽及び消火栓を利用して、消防水利の基準に適合させるときは、その所有者の私設消防水利施設利用承諾書（様式第3号）を添付させるものとする。

4 消防署長は、提出された消防水利設置計画書について、開発行為に係る消防水利設置計画受付簿（様式第4号）により受付し、管轄署内にて審査後、その結果を審査結果欄に明記のうえ、消防水利設置計画審査結果書（様式第5号）を本部及び署控え用図書に添付し消防長に報告するものとする。

5 都市計画法施行規則第60条等による適合証明書の発行を受けた開発行為者が、許可を要しない開発区域に対し消防水利設置計画書を提出し同意を求める場合は、前項のとおり関係図書を添えて提出するほか、この要綱に準ずるものとする。

（設置計画の変更）

第6条 開発行為者は、提出した消防水利設置計画を変更しようとするときは、遅滞なく消防署長と再度協議しなければならない。この場合、既に交付した同意書（様式第6号）は無効とする。ただし、第3条に適合し、図面等の差し換えで足りるものはこの限りではない。

2 第3条に適合し、かつ次に掲げる軽微なものである場合は、消防署長と再度の協議は要しないものとする。この場合は、消防水利設置計画軽微な変更届出（様式第10号）及び計画変更に関連する図書を添えて3部提出するものとする。

(1) 開発行為者の住所、商号又は代表者名の変更

(2) 工事施行者の変更

(3) 開発区域の縮小及び縮小に伴う地番等の変更

(4) 消防長が特に認めたもの

（同意書の交付）

第7条 消防長は、消防水利設置計画書の内容が第3条に適合する場合は、同意書（様式第6号）に消防水利設置計画書を添えて開発行為者に交付するものとする。

2 消防長は、消防水利設置計画軽微な変更届出が提出されたときは、同意書（様式第6号）に消防水利設置計画軽微な変更届出を添えて開発行為者に再交付するものとする。

3 工業団地造成の開発行為は、第3条第10号で包含できない場合、充足しない区域を立地企業が基準を満たすことで条件付きにより同意書を交付するものとする。ただし、開発公社等との協議において、立地企業へは条件を伝え了承を得た場合とし、了承されない場合は無効とする。

（検査）

第8条 開発行為者は、消防水利施設が完成した時は消防水利施設完成検査申請書（様式第7号）に次の図書を添付し、消防署長に3部提出するものとする。

(1) 防火水槽

ア コンクリート強度試験報告書（二次製品防火水槽は除く）

- イ 工事工程の現場写真及び設置した標識写真
- (2) 消火栓
  - ア 水道事業管理者の水道工事検査済書の写し
  - イ 工事工程の現場写真及び設置した標識写真
- 2 前項の図書が提出されたならば、消防署長は次の各号について検査を実施するものとし、当該検査の結果、消防水利の基準及び計画書に適合していると認めた場合は、消防水利施設完成検査結果報告書（様式第8号）を本部及び署控え用図書に添付し消防長に報告するとともに、消防水利管理システムに情報を登録するものとする。
  - (1) 防火水槽
    - ア 規格どおりの仕上がり状況及びマンホール蓋の取付け状況、標識の位置及び高さ
    - イ 漏水検査は水槽を満水にしてから7日間経過後の水位の測定を行い、漏水の有無を確認する
    - ウ 水槽の設置位置、付帯工事の仕上がり及び水槽周囲の状況
  - (2) 消火栓
    - ア 規格どおりの仕上がり状況
    - イ 蓋の開閉
    - ウ 金具及びバルブの良否
    - エ 本体の設置位置
- 3 消防長は、前項報告書の内容により消防水利の基準及び協議事項に適合し、計画書どおり設置していると認められる場合は、消防水利施設完成検査済証（様式第9号）に消防水利施設完成検査申請書を添えて開発行為者に交付するものとする。

（水利標識）

第9条 消防水利を設置したときは、消防法第21条第2項の規定に基づき次の基準により消防水利標識（以下「標識」という。）を設けるものとする。また、駐車場に消防水利を設置した場合は、消防車両が容易に接近し取水できるよう、導流帯（ゼブラゾーン）の標示を考慮すること。

(1) 標識の規格

標識は、図2（消防庁通達「昭和45年8月19日消防防第442号」）のとおりとし、色彩の変更は認めない。ただし、消防用水と兼務し設置する場合は、文字表記を消防用水とすることができる。また、防火水槽にあつては容量（ $m^3$ ）、消火栓にあつては管口径（ $mm$ ）をそれぞれ標識板内に明記するものとする。

(2) 設置の方法

標識は次の各号により必ず設置するものとする。

- ア 消防水利施設の直近（おおむね5メートル以内）に設置すること。ただし、消防水利施設の設置位置、道路状況等、設置上特に困難な条件がある場合はこの限りではない。
- イ 標示方法は、板状プレートの標識板を支柱による標示とする。ただし、支柱の設置位置、道路状況等、設置上特に困難な条件がある場合はこの限りではないが、壁等に

標示する場合、シール形状のものは認めない。

ウ 標識の高さは、道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一号に規定する道路をいう。）に設置するものについては標識の下端が地面から2.5メートル以上とし、その他の場所については1.8メートル以上とする。

（新設消防水利施設の帰属等）

第10条 新設消防水利施設及びその土地については、都市計画法第39条に基づき開発区域が所在する関係市に属するものとする。ただし、協議の結果、管理することとなる者を別に定めた場合は、帰属しないことができる。（以下「自主管理」という。）

2 前項ただし書きにより自主管理とする場合、消防長は指定消防水利とするため、同意書に水利要綱第6条による承諾願書（水利要綱様式第1号）を添えて開発行為者に交付し、自主管理する者は指定消防水利として承諾した場合は、承諾書（水利要綱様式第2号）を消防長に3部提出するものとする。

3 自主管理する者は、前項の指定消防水利を変更し、撤去し又は使用不能状態に置こうとする場合は、水利要綱第6条により水利指定取消届出書（水利要綱様式第3号）を消防長に届出しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

第12条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の運用に関し必要な事項は、消防長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年9月1日から施行する。

（筑西広域市町村圏事務組合消防本部開発行為に関わる消防水利施設設置指導要綱の廃止）

2 筑西広域市町村圏事務組合消防本部開発行為に関わる消防水利施設設置指導要綱（平成30年消防本部訓令第7号）は廃止する。

（施行日以前の対応）

3 上記施行日以前に当該協議が発生した場合は、この要綱に準じて対応することとする。

附 則（令和3年9月14日訓令第16号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

消防署長 様

階級  
氏名

開発行為に係る事前協議結果報告書

下記の開発行為にあたり、関係者と事前協議を実施しましたので報告します。

記

- 1 事前協議関係者 住所  
氏名
- 2 協議実施日時 年 月 日（ ） 時 分 ～ 時 分
- 3 協議実施場所
- 4 開発区域の地番
- 5 開発区域の面積  $m^2$
- 6 名 称
- 7 用 途
- 8 消防水利施設 要・否 防火水槽・消火栓 基 新設・既設
- 9 設 置 場 所 添付資料参照（平面図他）



様式第1号イ（第4条関係）

### 開発行為に係る事前協議記録簿

協議年月日			
協議場所			
協議事項			
出席者 関係者	所属・関係	職・階級 氏名	
開発行為の内容			
開発区域の住所		開発区域の名称	
用途		用途地域	
開発区域の面積		消防水利施設	
その他構造等			
協議詳細			

# 消防水利設置計画書

都市計画法第32条に関する公共施設（消防水利施設）の設置について、下記のとおり計画しましたので同意願います。

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部  
消防長 様

住所

氏名

印

記

開発行為の概要	開発区域地名・地番			
	開発区域の名称			
	工事施工者住所氏名			
	開発区域の面積	総敷地面積 m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>	住宅戸数 戸
	工事予定	着工 年 月 日	完了 年 月 日	
道路	進入路幅員 m	その他の道路	m	
消防水利	消火栓	防火水槽	その他	
	(配管径) mm 基	(貯水量) m <sup>3</sup> 基		
※受付		※審査結果	支障 有・無	

- 備考
1. 本計画書は3部提出すること。
  2. 開発区域付近の配管系統図、消防水利位置図等の関係図書を添付すること。
  3. ※欄は記入しないこと。
  4. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様

消防水利施設設置者

住所

氏名

印

## 私設消防水利施設利用承諾書

当社が設置した消防水利施設について、下記申請人が行う開発行為に伴う消防水利として計画することに異議なく承諾する。

なお、下記開発区域における火災において、当該消防水利施設を使用した場合は補充して満水にし、その他当該施設を破損した場合の措置等、申請人が負担するものとする。

また、当社が移転又は閉鎖する等、土地を利用する権限を失ったときは、本承諾書は効力を失うものとする。

### 記

1 申請人

住所

氏名

2 開発区域の地番

3 名称

4 該当消防水利

## 開発行為に係る消防水利設置計画受付簿

No.		受付	年 月 日	水利種別	消火栓 ・ 防火水槽
		事業所住所・氏名			
		開発区域地番			
		用 途			処 置・その他
水利 状 況	施工面積	総面積 $m^2$			承諾願書交付日 承諾書受領日
	消火栓	配管径	mm	基 新設・既存	
	防火水槽		$m^3$	基 新設・既存	

No.		受付	年 月 日	水利種別	消火栓 ・ 防火水槽
		事業所住所・氏名			
		開発区域地番			
		用 途			処 置・その他
水利 状 況	施工面積	総面積 $m^2$			承諾願書交付日 承諾書受領日
	消火栓	配管径	mm	基 新設・既存	
	防火水槽		$m^3$	基 新設・既存	

No.		受付	年 月 日	水利種別	消火栓 ・ 防火水槽
		事業所住所・氏名			
		開発区域地番			
		用 途			処 置・その他
水利 状 況	施工面積	総面積 $m^2$			承諾願書交付日 承諾書受領日
	消火栓	配管径	mm	基 新設・既存	
	防火水槽		$m^3$	基 新設・既存	

# 消 防 水 利 設 置 計 画 審 査 結 果 書

都市計画法第32条に関する公共施設（消防水利施設）の設置に伴う計画書が、別紙のとおり提出されましたので審査結果書を添えて報告します。

年 月 日

消防長 様

消防署  
署長 印

記

受付日	年 月 日	番号		件名	消防水利設置計画書	
届出者住所				氏名		
開発行為の概要	開発区域地名・地番					
	開発区域の名称					
	工事施工者住所氏名					
	開発区域の面積		総面積 m <sup>2</sup>	建築面積 m <sup>2</sup>	住宅戸数	戸
	工事予定		着工 年 月 日	完了 年 月 日		
道路	進入路幅員	m	その他の道路	m		
消防水利	消火栓		防火水槽		その他	
	(配管径) mm 基 新設 ・ 既存		(貯水量) m <sup>3</sup> 基 新設 ・ 既存			
処置その他	地域			用途地域		
	適合条件	メートル		現 有	メートル以下	

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消 防 長 ⑩

## 同 意 書

- 1 開発区域の名称
- 2 開発区域の地番
- 3 開発区域の面積
- 4 消防水利施設

上記の開発行為に伴う消防水利の設置計画については  
適当と認めます。

# 消 防 水 利 施 設 完 成 検 査 申 請 書

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 様

申請者

住 所

氏 名

⑩

下記の開発行為に伴う消防水利施設の工事が完了しましたので、完成検査を実施願います。

記

同意書の年月日・番号	年 月 日 筑広消本管発第 号		
開発区域の地番			
施 工 面 積	m <sup>2</sup>		
消 防 水 利 種 別	防火水槽 基 ・ 消火栓 基		
消 防 水 利 規 格	防火水槽 m <sup>3</sup> ・ 消火栓 mm		
着 工 年 月 日	年 月 日		
完 成 年 月 日	年 月 日		
工 事 施 行 者 住 所 氏 名 電 話 番 号			
受 付 欄		備 考	

- 備 考
1. 本申請書は3部提出すること。
  2. 防火水槽にあつては、完成検査実施日から7日以前に満水にしておくこと。
  3. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

## 消 防 水 利 施 設 完 成 検 査 結 果 報 告 書

年 月 日

消防長

様

消 防 署

署 長

印

下記の開発行為に伴う消防水利施設の工事が完了し、完成検査を実施しましたので報告します。

記

同意書の年月日・番号	年 月 日	筑広消本管発第	号		
完成検査実施日時	年 月 日	時 分	～ 時 分		
開発区域の地番					
施 工 面 積	m <sup>2</sup>				
消 防 水 利 種 別	防火水槽	基	・ 消火栓 基		
消 防 水 利 規 格	防火水槽	m <sup>3</sup>	・ 消火栓 mm		
着 工 年 月 日	年 月 日				
完 成 年 月 日	年 月 日				
防火水槽満水日時	年 月 日	時 分	( 日経過)		
検査実施項目	防火水槽	規 格	適 否	設置位置	適 否
		マンホール蓋	適 否	標 識	適 否
		漏水検査	有 無	付帯工事	適 否
	消火栓	規 格	適 否	蓋の開閉	適 否
		金具・バルブ	適 否	設置位置	適 否
処 置 そ の 他					



# 消 防 水 利 施 設 完 成 検 査 済 証

筑広消本管発第 号  
年 月 日

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部  
消防長 ⑩

下記の開発行為に伴う消防水利施設の工事は、 年 月 日に完成検査を実施した結果、  
当該計画書どおり設置され、消防水利の基準（第3条）に適合しているものと認めます。

記

同意書の年月日・番号	年 月 日 筑広消本管発第 号
開発区域の場所	
施 工 面 積	m <sup>2</sup>
消 防 水 利 種 別	防火水槽 基 ・ 消火栓 基
消 防 水 利 規 格	防火水槽 m <sup>3</sup> ・ 消火栓 mm
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
備 考	

## 消 防 水 利 設 置 計 画 軽 微 な 変 更 届 出

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 様

申請者

住 所

氏 名

㊞

都市計画法第32条に関する公共施設（消防水利施設）の設置について、下記のとおり計画に軽微な変更が生じたので同意願います。

記

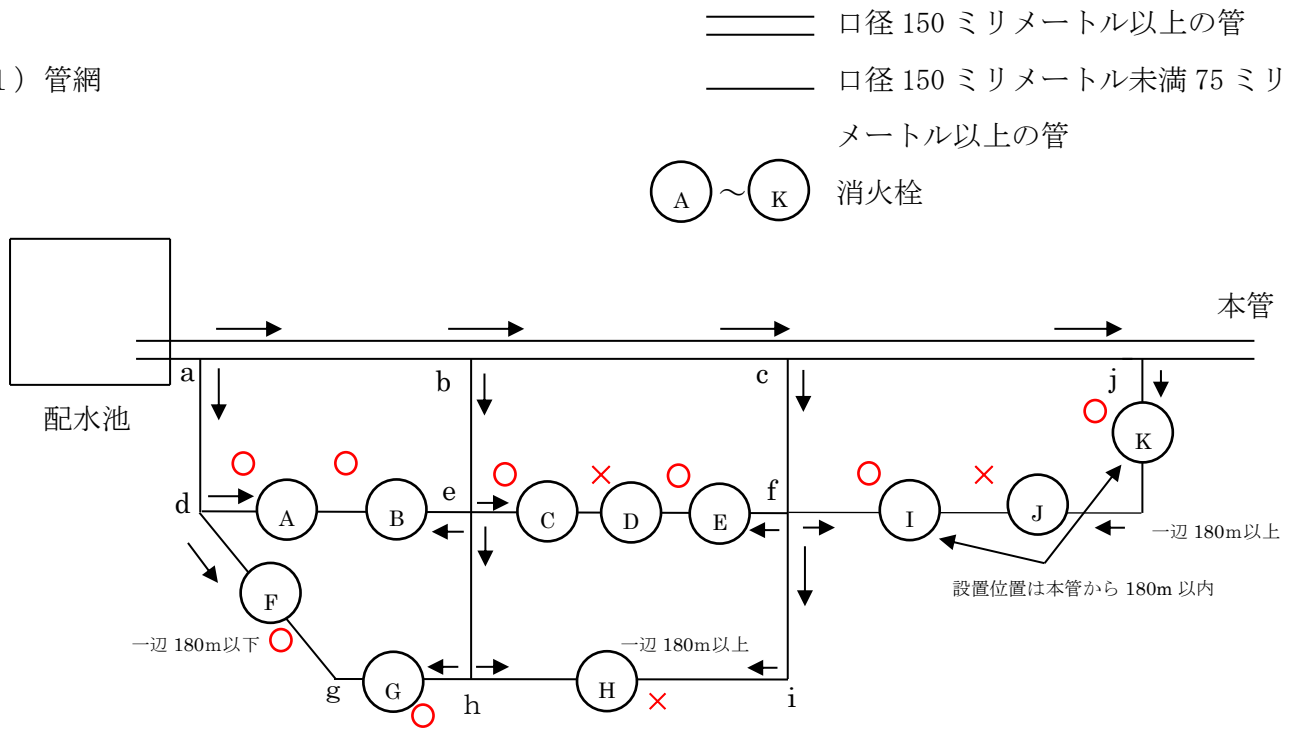
同意書の年月日・番号	年 月 日 筑広消本管発第 号
開発区域の地番	
施 工 面 積	㎡
消 防 水 利 種 別	防火水槽 基 ・ 消火栓 基
消 防 水 利 規 格	防火水槽 m <sup>3</sup> ・ 消火栓 mm
着 工 年 月 日	年 月 日
完 成 年 月 日	年 月 日
変更内容 (変更理由)	

受 付 欄		備 考	
-------------	--	--------	--

- 備考
1. 本申請書は3部提出すること。
  2. 防火水槽にあつては、完成検査実施日から7日以前に満水にしておくこと。
  3. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

図1の1 (第3条関係)

(1) 管網



- ① 管網の一边 d-e 間にある消火栓 A に対しては、分岐 d から水が供給され、消火栓 B に対しては、e から水が供給されるので消火栓 A、B とも有効である。次に e-f 間については、消火栓 C、D、E の 3 個が設置されており、消火栓 C へは e から、消火栓 E へは f から所定の給水がなされるが、消火栓 D は消火栓 C、E により配水管の給水量が消費されてしまっているため、所定の給水量は得られないことになる。
- ② 管網の一边とは、管網の一部が分岐している場合の隣接する分岐点までの区間をいう。上記管網図における d-e、e-f、d-g-h 間等がそれぞれ管網の一边であり、各辺が 180 メートル以下で且つ消火栓設置数が 2 個以内であればどちらも有効水利となる。
- ③ 本管と直結する管網の一边 (a-d、b-e、c-f、e-h 間) は、消火栓の設置がない場合に限り、180 メートルを超えることは可と解する。
- ④ 本管と本管が直結する c-f-j 間における消火栓 I、K については、一边が 180 メートルを超える管網の一边に設置されているが、本管から 180 メートル以内に設置されている場合に限り有効水利と認める。ただし、消火栓 I については、c-f 間に消火栓の設置が無い場合に限る。

図1の2 (第3条関係)

(2) 枝状配管

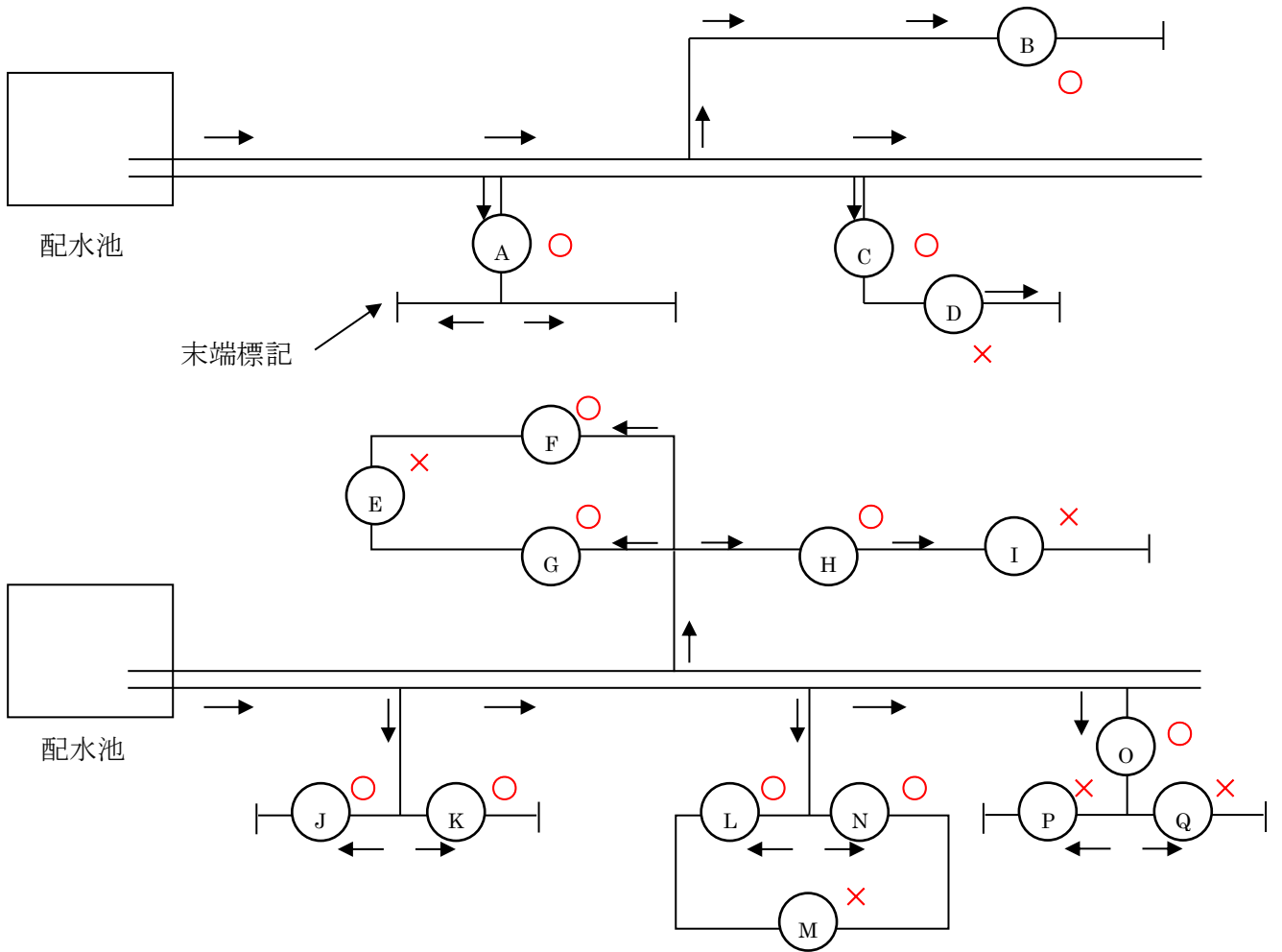
==== 口径150ミリメートル以上(本管)

—— 口径150ミリメートル未満75ミリメートル以上の管

○ A ~ Q 消火栓

設置位置は本管の分岐から

180メートル以下



- ① 径150ミリメートル以上の管から分岐された径75ミリメートル以上150ミリメートル未満の枝状配管では、径150ミリメートル配管の分岐から180メートル以下で、最も近いところに設置された消火栓のみ有効水利となる。
- ② 本管から消火栓の設置がなく分岐により二又以上に分かれた径75ミリメートル以上150ミリメートル未満の配管では、本管分岐から180メートル以下で1つ目に設置された消火栓については、有効水利とする。

図2（第9条関係）



※色彩は、文字及び縁を白色、地を赤色とし、原則として反射塗料を用いるものとする。標示は支柱によるものとし、防火水槽は容量（ $m^3$ ）、消火栓は管口径（ $mm$ ）をそれぞれ標識板内に明記すること。

様

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 ⑩

## 承諾願書

このことについて、消防法（昭和23年法律第186号）第21条に基づき、下記の施設を消防水利として指定したいので、別添「承諾書」により、御承諾くださるようお願いいたします。

記

1. 所在・名称

2. 水利指定承諾施設

筑西広域市町村圏事務組合消防本部水利要綱

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 様

住 所

氏 名

印

## 承 諾 書

消防法（昭和23年法律第186号）第21条に基づき、下記の施設を消防水利として指定することを承諾します。

記

1. 所在・名称

2. 水利指定承諾施設

筑西広域市町村圏事務組合消防本部水利要綱

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

筑西広域市町村圏事務組合消防本部

消防長 様

住 所

氏 名

印

## 指 定 水 利 取 消 届 出 書

消防法（昭和23年法律第186号）第21条第3項に基づき、下記の施設を消防水利から取り消したく届出いたします。

記

1. 所在・名称

2. 水利指定承諾施設